

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を令和2年9月30日として行った請求人に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

東京都福祉保健局によると、「知的障害とは、知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当するものとされています。」とある。請求人は知能測定値は中度であるが、日常生活能力は基準に該当

していない。東京都愛の手帳判定基準にもとづいて、総合的に判定されているのか不明である為、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月30日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を

添え、その者が18歳未満の場合にあつては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表及び被判定者が6歳から17歳である場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づ

いて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、田中ビネーV式による知能検査の結果、IQ47と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当する「3度」と記載されている。

イ 「学習能力」については、検査課題の中では、数唱については具体的に指を添え10まで数えることができ、3までの数概念の理解が可能であった。母から、文字を書くことは難しいものの、ひらがなであれば概ね50音は読むことができると聴取した。以上のことから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算が部分的に可能」に相当する「3度」と記載されている。

ウ 「作業能力」については、検査課題の中では、検査者の教示に従い、縦線の模写が可能であった。円形チップを箱に入れるよう伝えたと親指と人差し指でつまみ全て箱に入れたり、大人からの声掛けにより机の下に落とした積木を拾って机の上に置いたりすることができた。簡単な作業は可能であることから、個別判定基準表における「作業のうち簡単な手伝いや使いが可能」に相当

する「2度」と記載されている。

エ 「社会性」については、来所時は母と二人で静かに待合スペースで待っており、検査者が名前を伝え、挨拶をし、面接室への移動を声かけるとスムーズに母と離れて移動した。検査者からの説明に一つ一つ「はい」と笑顔で返事をした。母からの聴取中、30分程度静かに積木で遊んで待っていた。途中で積木が崩れて床に落ちた際には、母からの促しにより自分で拾うことができていた。母から、学校では集団の流れに沿って過ごし、大人の介入があれば他児とやり取りすることができることを聴取した。以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、検査場面では言葉が不明瞭であるものの2語文の表出があった。母から、日常生活では不明瞭ながらも3語以上言葉を繋げて話すことができ、簡単な文章で出来事を伝えることは可能だが、時系列がずれることを聴取している。要求は、2語文で表現する。文字はひらがなを読むことができるが、意思疎通には至っていない。以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

カ 「身体的健康」については、母から、脳性麻痺、自閉症スペクトラム障害、斜視、遠視、乱視等の診断があり、複数の医療機関に定期的に通院し、作業療法や言語療法のリハビリを月1回受け、抗精神病薬を服薬していることを聴取する。合併症等について定期通院や服薬を必要としている。以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」については、母から、家庭では床に寝そべって暴れる、物を投げる、暴力、奇声等のパニックやかんしゃくが見ら

れるが、学校では問題行動が見られないことを聴取している。検査場面では、50分程度着席して、落ち着いて課題に応じることができていた。母からの聴取を待つ間も上述のとおり、静かに積木で遊んで待つことができていたため、行動障害は場面が限定され、常に目を離せない状態とはいえない。以上のことから、個別判定基準表における「日常生活にたいした支障はないが、配慮が必要」に相当する「3度」と記載されている。

ク 「基本的生活」については、母からの聴取によると、食事について、咀嚼が弱く細かく刻んだ食事を食べている。食べこぼしはあるものの補助具のスプーンとフォークを使用し自分で食べることができる。排泄について、家庭では夜間を含めパンツタイプの紙おむつを使用し、学校では布パンツで時間誘導している。時折、言葉での予告や事後の報告はあり、後始末には介助が必要。衣類について、ズボンは自分で脱ぐことができるが、シャツや上着は介助が必要。以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理が部分的に可能」に相当する「2度」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中6項目が3度（中度）、2項目が2度（重度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び保護者(母)への聴き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度精神発達遅滞」と、心理学的所見欄には「CA9:0 MA4:3 IQ47(田中ビネーV式)」と、社会診断所見欄には「児の成長に合った支援を行う為、手帳の交付は

適当である。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度(中度)であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、前述(1・(2)及び(3))のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「3度」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 1 及び別紙 2 (略)